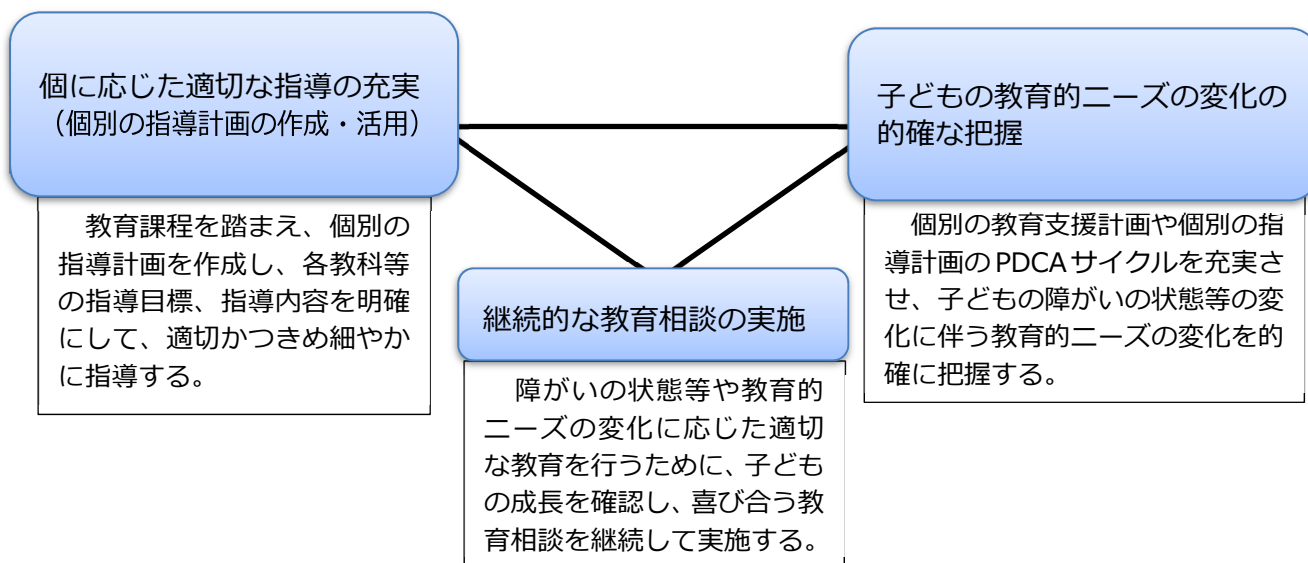


(4) 就学後の継続的な教育支援

(a) 学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス

就学時に小学校段階6年間、中学校段階3年間の学校や学びの場が固定されるわけではありません。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子どもの育ちを見通しながら、学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていく必要があります。子ども一人一人の発達程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び協同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができることを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要です。

就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセスについて、「障害のある子供の教育支援の手引*」を参考に、就学後の継続的な教育支援に必要な3つのポイントを図にまとめました。



上記のような取組を経て、学びの場の変更が必要となった場合は、在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更を検討し、保護者との合意形成を図ります。見直した学びの場についても、固定して捉えるのではなく、その後も柔軟に見直し・変更をしていく必要があります。

現在の学びの場で、合理的配慮や個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づく、個に応じた適切な指導が行われているか、子どもの教育的ニーズの変化を適切に把握しているか、そしてそれらを日常的に保護者と情報共有しているかが大切になりますね。

「障害のある子供の教育支援の手引」には、学びの場の変更の取組例が紹介されていますので、参考にしてください(手引 P46~52)。



* 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(令和3年6月) P42～